

社会福祉法人 青い鳥会 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 目 標：課長職、主任職の女性職員の割合を 50%以上とする。
管理職を目指しやすい制度を構築し、管理職となる女性職員を育成する。
3. 取組内容
令和 7 年 4 月～
 - 男女公正な昇進基準となっているか検証し、人事制度の構築を行う。
 - 職員を対象としたキャリア意識の醸成を目的とした研修を実施する。